「第4期介護保険事業計画」における介護保険料の設定について

1 介護保険料の算定方法

・ 介護保険料は,介護給付費の見込み,費用負担の割合及び第1号被保険者数により介護保険料基準額が算出され,所得段階区分に応じた保険料率に基づき算定する。

「基準額」とは,宇都宮市で必要な介護給付費の見込みの20%相当分(第1号被保険者の費用負担割合)を 宇都宮市の65歳以上の人数で割った額で,第4段階の金額になる。

(介護給付費の見込み)×(費用負担割合)÷(第1号被保険者数)=(介護保険料基準額)

2 介護保険料を取り巻く状況

(1) 事業費全体に関する事項

・ 第4期介護保険事業計画(平成21~23年度まで)における全体事業費は,約658億円であり, 次の要因から,第3期事業計画(平成18~20年度まで)と比較し,計画期間における全体事業費が, 約138億円(26.7%)の増加となる。

単位 千円

種別	第3期事業計画(実績)	第4期事業計画(案)	増減		
標準給付費	50,814,716	63,964,707	13,149,991		
地域支援事業費	1,179,590	1,906,485	726,895		
合 計	51,994,306	65,871,192	13,876,886		

高齢者人口や要介護認定者数,介護サービス量の見込み等に基づき算定 介護報酬改定分を含む

ア 要介護認定者数の増加

平成21年度 14,894人 平成22年度 15,316人 平成23年度 15,893人

イ 介護保険施設の整備量の増加

単位 床

施設区分	第3期事業計画(実績)	第4期事業計画(案)	増減
介護老人福祉施設	1,250	1,500	2 5 0
地域密着型介護老人福祉施設	0	1 1 6	1 1 6
介護老人保健施設	1,009	1,109	1 0 0
認知症対応型共同生活介護	2 6 1	297	3 6
合 計	2,520	3,022	5 0 2

ウ 介護報酬の改定

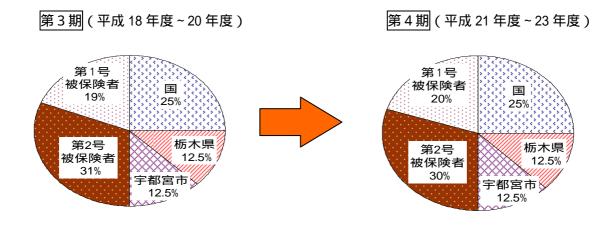
国は,介護従事者の処遇改善による介護報酬改定率を2.8%(全国平均値3.0%)とした。

(2) 第1号被保険者に関する事項

・ 国は,全国の被保険者の比率に基づき,全体事業費における第1号被保険者の費用負担割合を増加させたため,第1号被保険者の介護保険料が上昇する要因となっている。

費用負担割合

- 第1号被保険者 第3期の19%から第4期は20%へ増加
- 第2号被保険者 第3期の31%から第4期は30%へ減少



第1号被保険者数

平成21年度95,811人平成22年度97,840人平成23年度101,011人

2 第4期介護保険料の設定

(1) 国の方針

ア 第3期における税制改正に伴う激変緩和措置を踏まえた保険料段階の設定

高齢者の非課税限度額(概ね合計所得金額 125 万円)の廃止に伴う激変緩和措置の終了現行第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減被保険者の負担能力に応じた段階数及び保険料率の設定

イ 介護保険給付基金の活用

- ・ 介護給付基金を有する保険者は、最低限必要と認める額を除き保険料に充当するものとし、第 4期の保険料を第3期と同程度の水準とすることについて、十分に検討すること。
- ウ 介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料の軽減
 - ・ 介護従事者の処遇改善による介護報酬改定に伴う平成21年度及び平成22年度の保険料の上 昇分を抑制するために必要な経費を交付する。

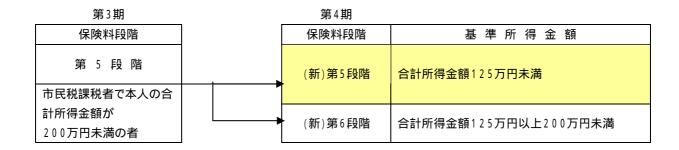
(2) 本市の保険料について

ア 基本的考え方

保険料は,国の方針に基づき,税制改正に伴う激変緩和措置を踏まえた保険料段階の設定,介護 従事者処遇改善臨時特例交付金の充当,また,介護給付基金を適正な必要額を確保したうえで活用 し,保険料の上昇を極力抑制し,第3期と同水準とする。

イ 保険料率の設定

- (ア) 税制改正に伴う激変緩和対象者に対する新段階の設定
 - ・ 国の激変緩和措置が終了し,対象者について保険料の急激な上昇が見込まれ,また,税制改正後に第1号被保険者となった者との均衡を図るため,現行の第5段階を細分化し,(新)第5段階の保険料率を軽減する。



(イ) 現行第4段階に該当する低所得者に対する保険料率の軽減

・ 現行で第4段階のうち,約62%を占める公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の被保険者の負担能力に応じた保険料率を設定するため,第4段階を区分し保険料率を軽減する。

第3期	第4期							
保険料段階		保険料段階	基	準	所	得	金	額
第 4 段 階	•	. 第 4 段 階	公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下					
市民税課税世帯で 本人は市民税非課税者			市民税世帯課税本人非課税(上記以外の者)					

ウ保険料の設定

(ア) 保険料上昇抑制策

国の方針に基づく介護従事者処遇改善臨時特例交付金による保険料の上昇抑制

介護従事者処遇改善臨時特例交付金充当方法

- ・平成21年度 介護報酬改定による上昇分の全額
- ・平成22年度 介護報酬改定による上昇分の2分の1
- ・平成23年度 無

介護給付基金の活用

・ 介護給付基金の必要額を確保したうえで,残額を保険料に充当し,保険料の上昇抑制及 び平準化を図る。

介護給付基金額 30億3千万円(平成20年度決算見込)

介護給付基金必要額 15億円 (介護給付費1か月程度)

基金充当額 15億3千万円(自然増分 13.5億円,介護報酬改定による上昇分 1.8億円)

介護給付基金の充当方法

- ・平成21年度 自然増分
- ・平成22年度 自然増分+介護報酬改定による上昇分の2分の1
- ・平成23年度 自然増分+介護報酬改定による上昇分の全額
- (イ) 保険料基準額(案) … 別紙資料を参照
 - ・年額 44,700円(第3期と同額)
 - ・月額 3,725円(第3期と同額)
- 3 今後のスケジュール

平成21年 3月 事業計画の決定・公表

介護保険条例改正,基金条例制定,基金の創設

4月~ 新保険料について市民へ周知(広報紙掲載,ちらし自治会回覧)

7月~ 新保険料による賦課開始

第4期介護保険料(案)

	現行				案				
	所得段階区分	保険料率	保険料額		所得段階区分	保険料率	保険料額		
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受給 している者	0.50	22,300円 (月額1,858円)	第1段階	・生活保護受給 ・市民税非課税世帯で 老齢福祉年金を受給 している者	0.50	<u>22,300円</u> <u>(月額</u> 1,858円)		
第2段階	市民税非課税世帯で 合計所得金額と 公的年金収入額の 合計が80万円以下の者	0.50	22,300円 (月額1,858円)	第2段階	市民税非課税世帯で 合計所得金額と 公的年金収入額の 合計が80万円以下の者	0.50	<u>22,300円</u> <u>(月額</u> 1,858円)		
第3段階	市民税非課税世帯で 第1,第2段階に 該当しない者	0.75	33,500円 (月額2,791円)	第3段階	市民税非課税世帯で 第1,第2段階に 該当しない者	0.75	33,500円 <u>(月額</u> 2,791円)		
第4段階	市民税課税世帯で 本人は市民税非課税の者	1.00	44.700円	第4段階	市民税課税世帯の 本人市民税非課税者で 合計所得金額と 公的年金収入額の合計が 80万円以下の者	0.90	40,200円 <u>(月額</u> 3,352円)		
				1.00	1.00	(月額3,725円)	(月額3,725円)	(月額3,725円)	77*FXPH
第5段階本	市民税課税者で 本人の合計所得金額が 200万円未満の者	1.25	55,800円 (月額4,656円)	(新)第5段階	市民税課税者で 本人の合計所得金額が 125万円未満の者	1.12	<u>50,000円</u> <u>(月額</u> 4,172円)		
				(新)第6段階	市民税課税者で 本人の合計所得金額が 125万円以上 200万円未満の者	1.25	<u>55,800円</u> <u>(月額</u> 4,656円)		
第6段階	市民税課税者で 本人の合計所得金額が 200万円以上の者	1.50	67,000円 (月額5,583円)	第7段階	市民税課税者で 本人の合計所得金額が 200万円以上の者	1.50	67,000円 <u>(月額</u> 5,583円)		

特例交付金及び介護給付基金による保険料軽減の効果

